

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「法」という。）第三十六條第七項の規定によつて、第一種大規模小売店舗立地法の特例区域案（以下「特例区域案」という。）を公告し、縦覧に供する。

平成二十六年一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 特例区域案

別紙図面に表示する以下の区域（「別紙図面」は、特例区域案の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

| 市 | 町 | 字 | 地番 |
|-----|-----|-----|---|
| 府中市 | 府川町 | 老丁田 | 一八三番一、一八三番三、一八四番、一八五番一、一八六番一、一八六番五から七まで、一八七番一から三まで、一九七番一、一九七番三、一九七番七、一九八番三、一九九番一、一九九番五、二〇〇番一から二まで、二〇〇番四、二〇一番四から五まで及び一八六番一地先 |
| | | 六反田 | 二二七番一、二二七番三、二二八番、二二二番、二二二三番、二二三四番及び二二三五番一 |

二 特例区域案の縦覧場所

広島県商工労働局経営革新課

府中市まちづくり部産業活性化課

三 特例区域案の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 期間

平成二十六年一月三十日から平成二十六年二月十三日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

四 意見書の提出

法第三十六條第九項の規定により、この公告に係る特例区域案について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに広島県に意見を提出することができる。

五 添付書類

案の縦覧場所に、「特例区域指定に係る参考事項」を備え置いて縦覧に供する。

六 法第三十六條第二項の規定による公告予定年月日

平成二十六年三月十日